

【家計が急変した世帯向け】「奨学のための給付金(通常給付)」対象者及び給付額等確認シート (県内高等学校等在籍者)
(通信制高校、専攻科以外の高等学校等の生徒用)

申請者氏名 _____

高校生等は、平成26年4月1日以降に高等学校等就学支援金対象校に入学しましたか？

はい → 給付金に該当しません。

いいえ → 給付金に該当しません。

高校生等は、日本国籍ですか？

はい → 給付金に該当しません。

いいえ → 給付金に該当しません。

生徒等は下記の条件いずれかに当てはまりますか？
①在留資格が「特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」のいずれかに該当する。
②在留資格が「定住者」で将来的に日本に永住する意思がある。
③在留資格が「家族滞在」で、日本の小中学校を卒業しており、将来的に日本での就労意思がある。

はい → 給付金に該当しません。

いいえ → <旧制度>の確認シートへ

令和8年7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していますか？

はい → ケース1へ

いいえ → ケース2へ

家計急変による経済的理由から、「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当しますか？

はい → ケース2へ

いいえ → ケース3へ

家計急変による経済的理由から、下記の条件①、②のいずれかに当てはまりますか？
①道府県民税所得割及び市町村民税所得割が100円以上105,500円未満に相当する世帯
②道府県民税所得割及び市町村民税所得割が105,500円以上182,500円未満に相当する世帯。

はい → ケース3へ

いいえ → 給付金に該当しません。

上記の①、②どちらに合致しますか？

① → ケース3へ

② → ケース4へ

ケース1

生活保護(生業扶助)受給世帯は、家計急変世帯向け奨学給付金の対象ではありません。

通常の奨学給付金として
52,800円(前額)給付受給者は
39,450円が支給されます。

提出書類1へ

ケース2

①【「非課税相当世帯」で、7月1日までに家計急変が生じ申請した世帯】
152,000円(前額)給付受給世帯は
114,000円が支給されます。

②【「非課税相当世帯」で7月2日以降に家計急変が生じ申請した世帯】
152,000円×家計急変が生じ申請した日
が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)
から令和9年3月までの月数/12ヶ月
により得た額が支給されます。

提出書類2へ

ケース3

①【「所得割額105,500円未満相当世帯」で、7月1日までに家計急変が生じ申請した世帯】
50,870円(前額)給付受給世帯は
12,870円が支給されます。

②【「所得割額105,500円未満相当世帯」で、7月2日以降に家計急変が生じ申請した世帯】
50,870円×家計急変が生じ申請した日
が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)
から令和9年3月までの月数/12ヶ月
により得た額が支給されます。

提出書類2へ

ケース4

①【「所得割額182,500円未満相当世帯」で、7月1日までに家計急変が生じ申請した世帯】
38,000円が支給されます。
※前額給付受給者は支給なし。

②【「所得割額182,500円未満相当世帯」で、7月2日以降に家計急変が生じ申請した世帯】
38,000円×家計急変が生じ申請した日
が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)
から令和9年3月までの月数/12ヶ月
により得た額が支給されます。

提出書類2へ

該当するケースに下記配列のところにチェックしてください。

提出書類1(生活保護受給世帯の場合)

- ①「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート(本紙)にチェックを入れたもの
- ②様式第1号 奨学給付金受給申請書
- ③様式第13号 口座振替依頼書、預金通帳等の写し
- ④生活保護受給証明書(7/1以降発行)
- ※「生業扶助」受給が確認できない場合は、「生業扶助受給証明書(様式第18号)」を提出。
- ⑤様式第12号 在学証明書(7/1以降発行)
- ⑥委任状(申請者と口座名義人が違う場合のみ)

提出書類2(非課税世帯の場合)

- ①「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート(本紙)にチェックを入れたもの
- ②様式第1号 奨学給付金受給申請書
- ※家計急変該当者であることの証明書類(別紙)に記載の「添付する書類」も併せて提出すること。
- ③令和8年度(非)課税証明書(保護者全員分の証明書が必要。)
- ※道府県民税及び市町村民税所得割合計額が0円(非課税)の場合は急変でなく通常の給付として申請すること。
- ④様式第13号 口座振替依頼書、預金通帳等の写し
- ⑤様式第14号 扶養誓約書
- ⑥様式第12号 在学証明書(7/1以降発行)
- ⑦委任状(申請者と口座名義人が違う場合のみ)

共通提出書類(対象生徒の住所、国籍、在留資格を確認するもの)

- 下記①～③のいずれか一つ
- ①住民票の謄本又は抄本(原本、コピー不可。生徒と保護者両方の情報が記載されたもの。)
 - ※国籍が「日本国」以外の場合: 国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
 - ②特別永住者証明書のコピー
 - ③在留カードのコピー
- 加えて、在留資格が「家族滞在」の外国籍生徒については下記④、⑤の両方
- ④日本国の小学校の卒業証書の写し又は学校の発行する卒業証明書
 - ⑤日本国の中学校の卒業証書の写し又は学校の発行する卒業証明書

【留意事項】

- 令和8年度(非)課税証明書を取得する前に、保護者の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割額」は、お住まいの市町村役場の市町村民税窓口で確認することができます。
- 就学支援金(旧制度経過措置)や高校生等新修学支援金申請の際に、学校に「保護者全員分の課税証明書を提出済み」の場合でも、改めて課税証明書の提出が必要です。
- 両親又はどちらかが海外勤務で課税証明書が取れない場合は、給付金の対象外となります。
- 課税証明書の住所と現住所が異なる場合は、転居したことがわかる証明書(住民票等)も併せてご提出ください。

【家計が急変した世帯向け】「奨学のための給付金(通常給付)」対象者及び給付額等確認シート
(県内高等学校等在籍者)(通信制高校、専攻科以外の高等学校等の生徒(旧制度対象者)用)

申請者氏名 _____

生徒等は、令和8年4月1日以降に専攻科に入学しており、かつ在留資格が「留学」や「特定活動」ですか？

はい

給付金に該当しません。

いいえ

令和8年7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していますか？

はい

いいえ

家計急変による経済的理由から、「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当しますか？

はい

いいえ

ケース1

・生活保護(生業扶助)受給世帯は、家計急変世帯向け奨学給付金の対象ではありません。

・通常の奨学給付金として
52,600円(前倒し給付受給者は
39,450円)が支給されます。

提出書類1へ

ケース2

①【「非課税相当世帯」で、7月1日までに家計急変が生じ申請した世帯】
152,000円(前倒し給付受給世帯は
114,000円)が支給されます。

②【「非課税相当世帯」で7月2日以降に家計急変が生じ申請した日
が属する月の翌月(その日が月の
初日であるときは、その日の属する月)
から令和9年3月までの月数/12ヶ月
により得た額が支給されます。

提出書類2へ

給付金に該当しません。

該当するケースに下記のようにチェックしてください

し

提出書類1(生活保護受給世帯の場合)

- ①「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート(本紙)にチェックを入れたもの
- ②様式第1号 奨学給付金受給申請書
- ③様式第13号 口座振替依頼書、預金通帳等の写し
- ④生活保護受給証明書(7/1以降発行)
※「生業扶助」受給が確認できない場合は、「生業扶助受給証明書(様式第18号)」を提出。
- ⑤様式第12号 在学証明書(7/1以降発行)
- ⑥委任状(申請者と口座名義人が違う場合のみ)
- ⑦住民票の謄本又は抄本(市町村の発行したものの原本。コピー不可。生徒と保護者両方の情報が記載されたもの。)
- ※国籍が「日本国」以外の場合: 国籍・在留資格・在留期間等が記載されたものを提出。記載がない場合は、在留カード等のコピーを追加提出。

提出書類2(非課税世帯の場合)

- ①「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート(本紙)にチェックを入れたもの
- ②様式第1号 奨学給付金受給申請書
※家計急変該当者であることの証明書類(別紙)に記載の「添付する書類」も併せて提出すること。
- ③令和8年度(非)課税証明書(保護者全員分の証明書が必要。)
※道府県民税及び市町村民税所得割合計額が0円(非課税)の場合は急変でなく通常の給付として申請すること。
- ④様式第13号 口座振替依頼書、預金通帳等の写し
- ⑤様式第14号 扶養誓約書
- ⑥様式第12号 在学証明書(7/1以降発行)
- ⑦委任状(申請者と口座名義人が違う場合のみ)
- ⑧住民票の謄本又は抄本(市町村の発行したものの原本。コピー不可。生徒と保護者両方の情報が記載されたもの。)
- ※国籍が「日本国」以外の場合: 国籍・在留資格・在留期間等が記載されたものを提出。記載がない場合は、在留カード等のコピーを追加提出。

【留意事項】

- 1 令和8年度(非)課税証明書を取得する前に、保護者の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割額」は、お住まいの市町村役場の市町村民税窓口で確認することができます。
- 2 就学支援金(旧制度経過措置)や高校生等新修学支援金申請の際に、学校に「保護者全員分の課税証明書を提出済み」の場合でも、改めて課税証明書の提出が必要です。
- 3 両親又はどちらかが海外勤務で課税証明書が取れない場合は、給付金の対象外となります。
- 4 課税証明書の住所と現住所が異なる場合は、転居したことがわかる証明書(住民票等)も併せてご提出ください。